

個人番号カード等の手数料について

平成30年11月26日

市民部

1 概要

通知カード及び個人番号カード（以下「個人番号カード等」）の再交付のうち、個人番号変更後の再交付手数料について、国庫補助対象に係る総務省の解釈が変更されたことに伴い、盛岡市手数料条例の一部改正を行うもの。

また、今回の手数料条例の一部改正の内容を検討する際、個人番号カードの再交付に係る手数料の徴収事務において、現行の手数料条例の規定と異なる事務をおこなっていたことが判明したことから、当該手数料の還付を行うもの。

2 個人番号カード等再交付手数料の考え方について

個人番号カード等の初回の交付手数料については、国庫補助対象となっている。また、個人番号カード等の再交付手数料については、その再交付が本人の責によらずやむを得ないと認められる場合は、国庫補助対象とされている。

国庫補助対象外とされている個人番号カード等の再交付手数料を徴収するかは、市区町村の裁量となっており、本市においては、受益者負担の観点から、手数料を徴収することとし、平成27年6月に手数料条例の改正を行ったところである。

| | | 手数料徴収 | 国庫補助 | 手数料条例規定 | 減免規定 |
|------|--------|-------|------|---------|------|
| 初回交付 | | しない | 対象 | 無 | |
| 再交付 | 本人の責なし | | | 有 | 有 |
| | 本人の責あり | する | 対象外 | 有 | 無 |

3 国庫補助要綱の解釈変更に伴う手数料条例の一部改正

(1) 国庫補助要綱の解釈の変更内容

個人番号カード等の交付を受けている者が、個人番号を変更したことにより当該カード等の再交付を受けた場合、個人番号の変更の事由が本人の責の有無を問わず当該再交付手数料は、全て国庫補助対象とされていた。

しかし、この度、個人番号の変更に伴う再交付のうち、置き忘れにより人の目に触れたなど、その事由が本人の責によるときは、当該再交付手数料が国庫補助対象外になる旨、解釈が変更となった。

(2) 手数料条例の改正内容

「個人番号変更後の再交付手数料」を新たに条例に規定し、本人の責による事由の場合は、再交付手数料を徴収することとする。また、本人の責によらない場合の再交付手数料は、減免基準に規定し、これまでどおり減免する。

4 個人番号カードの再交付に係る手数料の還付について

(1) 経緯及び原因

個人番号カードの初回交付の場合は、通知カードの返納が必要となることから、平成27年6月の手数料条例改正時においては、再交付の場合も同様に通知カードの返納があるものと考え、通知カードを持たない方に対する個人番号カードの再交付の場合を手数料条例に規定していなかった。

しかし、平成28年2月からスタートした実際の窓口での個人番号カードの再交付事務においては、通知カードを持たない方からの個人番号カードの再交付の申請があり、条例に徴収する根拠のない手数料を徴収したものである。

(2) 条例と異なる事務執行件数

ア 条例に基づかない手数料を徴収したもの 23件

イ 還付総額 22,800円 (800円×23件+200円×22件=22,800円)

※ 1,000円のうち手数料条例に基づく手数料は800円。残り200円は地方公共団体情報システム機構が収入する電子証明書の発行に係る手数料。

(3) 対応

ア 市民への対応

(ア) 手数料条例に基づかない手数料徴収につき、現在、還付手続きを進めている。

(イ) 還付の際は、原則として対象者に対し、訪問及び文書等によりお詫びと内容の説明を行った上、口座振込により還付を行う。

イ 手数料条例の一部改正について

(ア) 条例改正当初想定していなかった通知カードを持たない場合の個人番号カードの再交付についても、手数料を徴収する範囲に含めることとし条例改正を行うこととする。

(イ) 当該手数料条例の一部改正は、上記の「国庫補助要綱の解釈変更に伴う手数料条例の一部改正」に併せて行うこととする。

ウ 国庫補助について

今回の還付対象となる個人番号カードの再交付については、国庫補助対象外であり、実際に補助申請もしていないことから、国への返還等は発生しない。

(4) 再発防止

条例等に基づく事務を執行する際は、条例の規定と実際の事務処理の整合について十分確認し、適正な事務処理を行う。そのため、所管する法令等の課内研修により一人ひとりの能力の向上に努める。